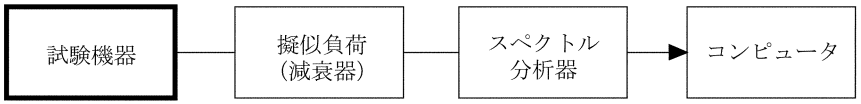
イ　この状態で１時間放置する。
ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。
エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。
⑶　湿度試験
ア　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、かつ、湿度を相対湿度95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。
イ　この状態で４時間放置する。
ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。
エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。
３　試験機器の状態
⑴　２⑴ア、２⑵ア又は２⑶アの湿温度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、試験機器を非動作状態とする。
⑵　２⑴イ、２⑵イ又は２⑶イの放置時間経過後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。
４　その他の条件
⑴　常温及び常湿の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には、本試験項目は行わない。
⑵　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、当該狭い方の条件を保った状態で当該広い方の条件の試験を行う。
⑶　常温又は常湿の範囲を超える場合であっても、２⑴から⑶までに示す温度又は湿度に該当しないときは、温湿度試験を省略することができる。

四　占有周波数帯幅
１　測定系統図



２　測定器の条件等
⑴　スペクトル分析器は、次のように設定する。
ア　中心周波数　搬送波周波数
イ　掃引周波数幅　許容値の約２～3.5倍
ウ　分解能帯域幅　許容値の約１％以下
エ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度
オ　Ｙ軸スケール　10dB／Div
カ　入力レベル　搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より40dB以上高いこと
キ　データ点数　400点以上
ク　掃引時間　測定精度が保証される最小時間
ケ　掃引モード　連続掃引
コ　検波モード　ポジティブピーク
サ　表示モード　マックスホールド
⑵　スペクトル分析器の測定値は、コンピュータで処理する。
３　試験機器の状態
⑴　試験周波数に設定し、送信する。
⑵　最大の占有周波数帯幅となる状態に設定する。
４　測定操作手順
⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
⑵　全データについて、dBm値を電力次元の真数に変換する。
⑶　全データの電力総和を算出し、「全電力」値とする。
⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。
⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。
５　試験結果の記載方法
占有周波数帯幅は「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、MHz単位で記載する

五　スプリアス発射又は不要発射の強度
１　帯域外領域における不要発射の強度
⑴　測定系統図
四の項の１に準ずる。
⑵　測定器の条件等
ア　搬送波近傍の帯域外領域における不要発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。
㋐　掃引周波数幅については、チャネル間隔に応じて、次表のとおりとする。

チャネル間隔	掃引周波数幅
５MHz	搬送波周波数±（2.55MHz～7.55MHz） 搬送波周波数±（7.55MHz～12.55MHz）
10MHz	搬送波周波数±（5.05MHz～10.05MHz） 搬送波周波数±（10.05MHz～15.05MHz）
15MHz	搬送波周波数±（7.55MHz～12.55MHz） 搬送波周波数±（12.55MHz～17.55MHz）
20MHz	搬送波周波数±（10.05MHz～15.05MHz） 搬送波周波数±（15.05MHz～20.05MHz）

㋑　分解能帯域幅　100kHz
㋒　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
㋓　掃引時間　測定精度が保証される最小時間
㋔　Ｙ軸スケール　10dB／Div
㋕　入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値
㋖　データ点数　400点以上
㋗　掃引モード　単掃引
㋘　検波モード　ポジティブピーク